

入札心得書

- 第1 公売に関しては、この心得書に規定する条項のほか、関係法令に準拠しなければならない。
- 第2 公売財産は公売公告のとおりであって、不動産はいずれも登記簿の表示による。
- 第3 入札に参加しようとする者は、あらかじめ現品を熟覧し、土地・建物の場合は境界及び現状を詳知し、別紙入札書（処理様式第97号）により入札しなければならない。
- 2 入札後において、最高価申込者に対し、徳島県市町村総合事務組合は公売財産である土地、建物の境界指示その他一切の責任を負わない。
- 第4 公売保証金は、定められた金額を、納付期限までに出納員に払い込まなければならない。
- 第5 代理人をもって入札する者は、委任状を提出しなければならない。
- 第6 入札者は、入札の当日、徳島県市町村総合事務組合又は入札の場所で入札用紙を受領の上、金額を明記して署名、押印し、公売保証金を要する場合は、その領収書を添付し、係員に提出しなければならない。
- 第7 既に提出した入札書又は公売保証金は、いかなる理由があっても、これを変更し、又は取り消すことはできない。
- 第8 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。
- 1 入札者たる資格のない者が入札したもの
 - 2 公売保証金の提供をしたことを確認できない者が入札したもの
 - 3 入札者の署名又は記名押印のないもの
 - 4 公売公告並びにこの心得書の各号に違背する者の入札したもの
 - 5 係員において不完全と認めたもの
- 第9 開札は掲示の場所、日時に入札者の面前において行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わないとき又は出席者が1名であるときは、徴税吏員に立会わせて開札する。
- 2 前項ただし書の場合において入札者は開札に立ち会わせないことを理由として不服を申し立てることはできない。
- 第10 売却決定前に滞納者又は第三者が公売に係る市町村税等を完納したとき又は事務の都合により公売を中止し、若しくは延期した場合においても、徳島県市町村総合事務組合は入札者に対し費用その他一切の責任を負わない。
- 第11 最高価申込者の決定手続は、次の各号によらなければならない。
- ただし、入札金額が見積価額に達しないときは、直ちに出席入札者のうち第1回入札価額以上の入札希望者に再度の入札を行わせることがある。この場合、見積価額の変更は行わない。
- 1 見積価額以上の入札者のうち最高の価額による入札者をもって最高価申込者とする。
 - 2 最高価額の入札者が2人以上あるときは、その同価の入札者に追加入札させて最高価申込者を決定することとし、追加入札をしてもなお入札価額が同じであるときは、抽選をもって最高価申込者を決定する。
- 2 前項ただし書の場合においてなお見積価額に達しないときは、公売を中止する。
- 第12 最高価申込者は売却決定の通知を受けたときは、公売公告の指定期限までに買受代金を徳島県市町村総合事務組合へ納付し、公売財産が不動産の場合は、同時に所有権移転登記に要する登録免許税に相当する印紙を出納員に提出しなければならない。ただし、不動産等を換価に付するときは公売期日等から起算して7日を経過した日において最高価申込者に対して売却決定を行う。なお、買受人は権利移転に必要な書類を提出しなければならない。
- 第13 公売保証金は、国税徴収法第100条第3項、第100条第4項及び第108条第3項により処理する。
- 第14 公売財産上に他人の物件等が存在する場合であっても、徳島県市町村総合事務組合は、当該物件等の撤去その他につき買受人に対し何らの責任を負わないものとする。
- 第15 国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とする。
- 第16 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があった時とする。なお、公売財産が農地である場合、買受人が買受代金を納付し、農地法の規定による許可を受けた時にその財産を取得する。
- 第17 公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、公売財産を取得した時とする。
- 第18 買受代金納付前に公売財産に係る市町村税等が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消す。
- 第19 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金は、その公売に係る市町村税等に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付する。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は、徳島県市町村総合事務組合に帰属する。
- 第20 最高価申込者が決定されなかった場合の入札者又は最高価申込者若しくは次順位買受申込者とならなかった人には、公売保証金を公売終了後に返還する。ただし、営業者については、その領収書に収入印紙（200円）の貼付、消印を必要とする。